

平成十年法律第三百三十号

金融庁設置法

目次

第二章 金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等	第一節 総則（第一条）
第一節 金融庁の設置（第二条）	第二節 金融庁の任務及び所掌事務等（第三条）
第二節 特別の機関（第二十四条）	第四章 雜則（第二十五条・第二十六条）
附則	第一条 総則（第五条）
（目的）	第三章 金融庁に置かれる機関
第一節 審議会等（第六条・第二十三条）	第二節 金融庁の設置（第六条・第二十三条规定）
第二節 特別の機関（第二十四条）	第四章 雜則（第二十五条・第二十六条）
附則	第一条 総則（第五条）

三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。  
イ 銀行業又は無尽業を営む者  
ロ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者  
ハ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用

イ 銀行代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協

二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協

同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第二項に規定する特定信用事

業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者

ホ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ヘ 認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会、認定電子決済等取扱事業者協会又は認定

ト 用金庫電子決済等取扱事業者協会、認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会、認定電子決済等取扱事業者協会又は認定

ト 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用

ト 協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同

ト 組合法第一百十条第二項に規定する特定信用

ト 協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行业协会

チ 認定電子決済等代行業者協会、認定信託業（担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。）又は信託契約代理業を営む者

ク 貸金業（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十九項に規定する指定信用情

ク 用金庫電子決済等代行業者協会、認定労働金庫電子決済等代行業者協会、認定信託業（担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。）又は信託契約代理業を営む者

ク 貸金業（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十九項に規定する指定信用情

ク 用金庫電子決済等代行業者協会、認定労働金庫電子決済等代行業者協会、認定信託業（担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。）又は信託契約代理業を営む者

ク 貸金業（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十九項に規定する指定信用情

ク 用金庫電子決済等代行業者協会、認定労働金庫電子決済等代行業者協会、認定信託業（担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。）又は信託契約代理業を営む者

第三条 金融庁は、我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

2 前項に定めるものほか、金融庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 金融庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 次号イからエまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関するこ

ワ 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ハ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用

イ 銀行代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協

同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第二項に規定する特定信用事

業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者

ホ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ヘ 認定電子決済等取扱事業者協会、認定信

ト 用金庫電子決済等取扱事業者協会、認定信

ト 協同組合電子決済等取扱事業者協会、認定信

エ 指定紛争解決機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第

一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。）

テ 前払式支払手段発行者

イ 資金移動業を営む者

ロ 電子決済手段等取引業を行なう者

ミ 暗号資産交換業を行なう者

テ 計算業を行なう者

イ 為替取引分析業を行なう者

ラ 資金清算業を行なう者

ミ 認定資金決済事業者協会

イ 金融サービス仲介業を行なう者

ラ 認定金融サービス仲介業を行なう者

ミ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険の業務及び組織の適正な運営の確保に

ナ 金融商品市場を開設する者

ミ 資本積立業を行なう者

ミ 資本積立業を行なう者

ラ 資本積立業を行なう者

告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

十七、企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。

十八、公認会計士及び監査法人に関すること。

十九、株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。

二十、電子記録債権の電子記録に関すること。

二十一、金融に係る知識の普及に関すること。

二十二、労働者の貯蓄に係る労働者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

二十三、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

二十四、金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

二十五、事業性融資(事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二条第一項に規定する事業性融資をいう。)の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。

二十六、金融商品取引法及び公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)の規定による課徴金に関すること。

二十七、金融商品取引に係る犯則事件の調査に關すること。

二十八、所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十九、政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

三十、金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

三十一、前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき金融庁に属させられた事務

二 前項に定めるものほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条の二第六項に規定する資産形成をいう。)の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本の方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。(関係行政機関との協力)

第五条 長官は、金融庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第六条 金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。)に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

第三章 金融庁に置かれる機関

### 第一節 審議会等

(設置)

第六条 金融庁に、次の審議会等を置く。

1 金融審議会

2 証券取引等監視委員会

3 自動車損害賠償責任保険審議会

4 法律

5 自動車損害賠償保障法

(昭和三十年法律第九十号)

七 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一条)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

八 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一条)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十一 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十二 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十三 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十四 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十五 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十六 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十七 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十八 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十一 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十二 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十三 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十四 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十五 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十六 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十七 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十八 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

三十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

三十一 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。たゞ、補欠の委員長又は委員の任期は、前項の規定による。

四 前号に規定する重要事項に関する事務のうち、委員長又は長官に意見を述べること。

五 金融機関の金利に関する事務のうち、委員長又は日本銀行の政策委員会(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十四条)に規定する政策委員会をいう。)に意見を述べること。

六 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて公認会計士制度に関する重要事項を調査審議すること。

七 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一条)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

八 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一条)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十一 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十二 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十三 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十四 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十五 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十六 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十七 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十八 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十一 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十二 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十三 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十四 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十五 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十六 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十七 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十八 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

三十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。たゞ、補欠の委員長又は委員の任期は、前項の規定による。

四 前号に規定する重要事項に関する事務のうち、委員長又は長官に意見を述べること。

五 金融機関の金利に関する事務のうち、委員長又は日本銀行の政策委員会(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十四条)に規定する政策委員会をいう。)に意見を述べること。

六 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて公認会計士制度に関する重要事項を調査審議すること。

七 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一条)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

八 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一条)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十一 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十二 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十三 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十四 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十五 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十六 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十七 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十八 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

十九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十一 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十二 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十三 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十四 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十五 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十六 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十七 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十八 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

二十九 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

三十 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めることは、内閣総理大臣が任命する。

	(会議)
第十八条	委員会は、委員長が招集する。
2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。 (事務局)	会に事務局を置く。
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。	事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
4 事務局の内部組織は、政令で定める。 (勧告)	委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

第二十条	委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律(これららの法律に基づく命令を含む)の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徵取又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。
第二十一条	委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。
第二十二条	委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。 (政令への委任)
第二十三条	第八条から前条までに規定するもののか、委員会の所掌事務その他委員会に必要な事項は、政令で定める。
第二十四条	別に法律の定めるところにより金融庁に置かれる特別の機関は、事業性融資推進本部とする。 (事業性融資推進本部)

2 事業性融資推進本部については、事業性融資の推進等に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。	この法律の施行の際現に從前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十五条第一項の規定にかかるわらず、同日における従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
第二十五条	金融庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する所とする。
第四章 雜則	内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。 (官房及び局の数等)
第二十六条	金融商品取引法第六章の一第一節及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。
第二十七条	審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる者について、長官が命ずる。
第二十八条	この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条第一項及び第七条第一項の規定は、公布の日から施行する。
第二十九条	削除 (金融監督庁設置法の廃止)
第三十条	金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)は、廃止する。

2 この法律の施行前に從前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、金融監督庁の職員となるものとする。	この法律の施行前に從前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、金融監督庁の職員となるものとする。
第三十一条	株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
第三十二条	委員長は、会務を總理し、株価算定委員会を代表する。
第三十三条	株価算定委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。
第三十四条	委員は、非常勤とする。 (委員長)

第三十五条	株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
第三十六条	株価算定委員会は、金融機能強化審査会に、株価算定委員会に關し必要な事項は、政令で定める。
第三十七条	金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)で定めるところにより金融庁に置かれる金融機能強化審査会は、同法の定めるところによる。



(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一四年六月一二日法律第六号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略	二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（その他の経過措置の政令への委任））から施行する。

(施行期日)	附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一五年六月六日法律第六七号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一五年六月六日法律第六七号) 抄

(施行期日)	附 則 (平成一六年一二月三日法律第一四号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一六年一二月三日法律第一四号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一六年一二月三日法律第一四号) 抄

(施行期日)	附 則 (平成一六年一二月八日法律第一五九号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六四号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六五号) 抄

(施行期日)	附 則 (平成一七年五月二日法律第三八号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一七年五月二日法律第三八号) 抄

(施行期日)	附 則 (平成一七年五月二日法律第三九号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一七年五月二日法律第三九号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
(附 则)	附 則 (平成一七年五月二日法律第三九号) 抄





(施行期日) <b>附 則</b> (平成二七年九月九日法律第六五号) 抄 (施行期日) <b>附 則</b> (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄 (施行期日) <b>附 則</b> (平成二八年六月三日法律第六二号) 抄 (施行期日) <b>附 則</b> (平成二九年五月二十四日法律第三七号) 抄 (施行期日)	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第七条の規定 公布の日</p> <p>(政令への委任)</p> <p><b>第七条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年六月三日法律第六二号) 抄 (その他の経過措置の政令への委任)</p> <p><b>第十九条</b> 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年五月二十四日法律第三七号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(金融庁設置法の一部改正に伴う調整規定)</p> <p><b>第二十四条</b> 平成二十九年銀行法等改正法の施行の日が施行日前である場合には、前条のうち、金融庁設置法第四条第一項の改正規定中、「コ」を「エ」とるのは、「テ」を「ア」と、「コ」を「エ」とし、ヨからフまでをタからコまでとし、「カ」とあるのは、「テをア」とし、レからエまでを</p>
---	--

2 前項の場合において、平成二十九年銀行法等に次のように加える改正規定中「ヨ」とあるのは「レ」とする。

改正法附則第十九条のうち金融庁設置法第四条第一項の改正規定中「エ」を「ア」とあるのは「コ」を「テ」と、「エをアとし、ホカラコまでトカラテまで」とあるのは「コをテとし、ホカラフまでトカラエまで」とする。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月一日法律第四九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 附則第二条から第九条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第九五号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第一百七十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その

他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。  
(検討)

並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第一百三十号）第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。）及び第二十六条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）	（政令への委任）
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。	（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（令和二年六月一九日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（令和四年五月一八日法律第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（令和四年六月一〇日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（令和四年六月一〇日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和四年六月一〇日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和四年六月一〇日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和五年一一月二九日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和五年一一月二九日法律第七一附則第六十八条の規定）公布の日

## 二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、

第三十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十

第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四

条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定（公布の日から起

算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（令和六年五月二二日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 附則第十八条の規定（公布の日）

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 附則第四十八条の規定（公布の日）

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

十九条まで及び第四十一条から第四十三条规定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第二項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十	第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四
（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第十一項及び第十	第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四